

母子家庭の母への就業支援5事業

—国と自治体の取り組みとその課題

JILPT研究員 周燕飛

1. 離婚による母子家庭が急増している

厚生労働省の「全国母子世帯等調査」によると、二〇〇三年現在の母子家庭数は、一二二・五万世帯と五年前（一九九八年）の九五・五万世帯に対して二八・三%の増加となっている。また母子家庭の比率も、増加傾向にある。例えば、「国民生活基礎調査」の推計値を用いた場合には、母子家庭の比率は、一九八六年の三・五%から二〇〇六年の六・一%へと増えている。子供数ベースで見ると、母子家庭に属する子供は、子供全体の四・二%（一九九八年）から五・八%（二〇〇一年）へと上昇しており、子供の一人につき一人は母子家庭で育っていることになる。

一九八五年では、離婚が原因で母子家庭となったケースは全体の半分未満であったが、二〇〇六年現在では離婚が原因での母子家庭は全体の八割近くまで占めるようになった。過去の二〇年間において母子家庭となった理由は、「死別」から「離婚」へと大きくシフトしていた姿がうかがえる。

2. 就業率は高いが、平均所得は低い

母子家庭の母の就業率は高い。二〇〇六年厚生労働省「全国母子世帯等調査」によると、母子家庭の母の八四・五%が就業しており、これまでの調査年（一九九八年七三・一%、二〇〇三年八三・〇%）と比べて就業者の割合がさらに増えている。また、OECDがまとめた最新の統計資料によると、日本の母子家庭の母の就業率は二四カ

国中、ルクセンブルクに次ぐ二番目の高さである。

しかしながら、日本の母子家庭全体の経済状況は非常に厳しい。例えば、二〇〇五年の国民生活基礎調査によると、独立母子家庭の一世帯あたり平均所得金額は、二三三・四万円、児童のいる一般世帯の年収（七一四・九万円）の三割程度に過ぎない。世帯の規模をコントロールした世帯員一人あたり平均所得で見ても、母子家庭は八三・一万円で、児童のいる世帯平均（二六一・八万円）の半分程度に過ぎない。また、厚生労働省「全国母子世帯等調査」（二〇〇六）によると、母子家庭の約半分（四八%）は、預貯金総額が五〇万円未満である。

3. 公的支援政策における方向性の転換 — 経済的支援から就業支援へ

こうした母子家庭の経済的困難等を配慮し、国や自治体は母子家庭を対象とする支援制度を徐々に増やし、整備してきた。主要なものを列挙すると、

- ・ 母子生活支援施設
- ・ 公営住宅の優先入居
- ・ ヘルパーの派遣による生活支援
- ・ 保育所の優先的入所
- ・ 無利子または低利子の母子福祉資金貸付金

—— 等々、支援制度の中身は多岐にわたる。

二〇〇二年に「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律案」（以下「母子寡婦福祉法」と略称）が改正されるまで、母子家庭に対する公的支援は「児童扶養手当」などの経済的支援が中心だった。一部の収入の高い世帯（一）を除き、母子家庭全体の約七割（周二〇〇八）が児童扶養手当を受給している。

しかしながら、二〇〇二年母子寡婦福祉法の改正により、母子家庭への政策の方向性が「就業・自立に向けた総合的な支援」へ大きく転換された。総合的支援策の中には、従来の経済的支援策、子育て・生活支援策を柱として残しながらも、新たに就業支援策、養育費の確保策を柱として加えた。とりわけ就業支援策に力が入られた。

なお、政策転換の背景には、児童扶養手当の給付総額の急増があげられる。一九九二年以降、母子家庭数の増加や収入減による受給率の上昇により、児童扶養手当の給付総額は急増しており、二〇〇五年度の児童扶養手当の給付総額は五二七九億円で、一〇年前の一九九五年当時の約一・五倍となっている。



- ・ 児童扶養手当
- ・ ひとり親医療費助成金

4. 新たな就業支援策の中身

母子家庭の母の就業支援に関する国の施策は、「就業相談策」、「職業能力開発策」及び「就業機会の増大策」という三つのカテゴリーに分けることができる。二〇〇二年の母子寡婦福祉法改正後に、就業相談策と職業能力開発策を中心に、母子家庭向けに以下の就業支援五事業が導入された。

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

まず、「就業相談策」について、従来からあったハローワーク（マザーズハローワークを含む）の就職支援に加え、二〇〇三年度に母子家庭の母に特化した就業相談機関「母子家庭等就業・自立支援センター」（以下「支援センター」）が新たに創設された。ハローワークが主に職業相談紹介を行うのに対して、支援センターは就業支援（就職相談、就業支援講習会、就業情報提供など）から生活支援（養育費や、保育、法律問題の相談など）まで、母子家庭に対して多様なサービスを提供しており、いわゆる「総合的窓口」的な存在である。

(2) 母子自立支援プログラム事業

支援センターのほか、とくに支援を必要としている児童扶養手当受給者の母子家庭の母を対象として、二〇〇六年度から「母子自立支援プログラム」事業がメニューに追加された。この事業は、対象者の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援をめざしており、福祉側とハローワーク側の連携をとく

に必要としている。支援の流れとしては、まず自治体などに配置されている母子自立支援プログラム策定員が支援対象者に対して、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就職への意欲、資格取得の取り組み等についての状況把握を行う。次に、これらの情報に基づいて、プログラム策定員が支援対象者のための自立支援計画書を策定し、具体的な支援方法を検討する。プログラム策定対象者のうち、必要と判断された者については、ハローワークと福祉事務所が連携して行う「生活保護受給者等就労支援事業」を活用する。これは、福祉事務所からハローワークに支援対象者の支援要請を行い、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」により選定された就労支援メニューに基づき、対象者の状況等に応じた就労支援を行うものである。

(3) 母子自立支援教育訓練給付金事業

そして、母子家庭の母の職業能力開発をサポートするために、二〇〇三年四月より母子自立支援教育訓練給付金事業が実施されるようになった。母子家庭の母の就業率は高いものの、パート等の不安定雇用が多いため、「一般保険者として三年以上雇用保険に加入する」という雇用保険の教育訓練給付の支給要件に満たない者が少なくない（2）。そこで、自立支援教育給付金事業を利用すれば、雇用保険に加入していなくても、それと同等またはそれ以上の給付（3）（受講費用の二〇%、最大一〇万円）を受けられることができる。また、給付対象となる教育訓練講座も、雇用保険の指定教育訓練講座に加え、

自治体が地域の実情に応じて定めた講座も給付対象となる。

さらに、経済的自立の促進にとくに効果が高いと思われる看護師等の資格取得をサポートするために、高等技能訓練促進費事業も二〇〇三年四月に創設された。この事業を利用するためには、専門の養成機関で二年以上修業することが必須条件となっているが、給付額は、自立支援教育給付金よりも手厚く、一人当たり最大一三・六万円（一二月×一〇・三万円）の給付を受けることができる。また、修業期間中に母子寡婦福祉貸付金制度を利用して、無利子で生活資金と技能習得資金を調達することも可能である。

(5) 常用雇用転換奨励金事業

最後に、母子家庭の母の常用雇用を推進するために、常用雇用転換奨励金制度が二〇〇三年四月より導入された。母子家庭の

表1 母子家庭就業支援5事業の概況

	就業相談等		職業能力開発		常用雇用の促進
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子自立支援プログラム策定事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
開始年月	2003年4月	2006年4月	2003年4月	2003年4月	2003年4月
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（市、町村部に関しては都道府県）	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村
費用負担	国1/2、自治体1/2	国10/10	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4
支援対象	母子家庭の母及び寡婦等	児童扶養手当を受給している母子家庭の母	児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある母子家庭の母	児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある母子家庭の母	母子家庭の母を雇用している企業
主な内容	就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、弁護士による特別相談等	母子自立支援プログラム策定員が母子自立支援員、ハローワークと連携して、個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行う	自治体指定の講座の修了後に受講費用の20%（2007年10月以前は40%）を最大10万円（2007年10月以前は20万円）を支給	2年以上養成学校に通学する場合において、養成期間最後の1/3期間（最大12ヶ月）の生活費（月額10.3万円）を助成	母子家庭の母を6ヶ月以上継続雇用した場合に、事業主に対し、奨励金（一人当たり30万円）を支給

資料出所：厚生労働省「平成18年度母子家庭白書」、「第5回協議会児童扶養手当関係資料」

注：各事業の対象者要件の詳細については、各自治体の準則を参照されたい。

母を有期で雇用している企業は、母に必要な研修・訓練（OJTまたはOFF・JT）を提供したうえで、常用雇用に転換する場合には、その企業に奨励金（母子家庭の母一人当たり三〇万円）が支給される。利用の流れとしては、母子家庭の母と有期雇用契約を結んだ事業主が自治体にOJT等計画書を提出し、常用雇用に転換し、一定期間経過後（六カ月）に、その企業に奨励金が支給される。

なお、上記の五つの就業支援メニューの概要が、表1にまとめられている。

5. 就業支援5事業における全国的展開

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

二〇〇三年度から本格的に実施された支援センター事業は、大阪府など一部の地域での試行運用を経て、翌二〇〇四年度にすべての都道府県、そして二〇〇六年度にすべての指定都市に設置されるようになった。また、中核市においても、二〇〇六年度現在、支援センター事業の実施率は、八六・五％（三二／三六）に達している。

なお、支援センターが行っている就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供および特別相談四事業の利用件数と就業実績を表2-1にまとめられている。表2-1をみると、いずれの事業においても、利用件数が年々、大幅に増えていることが分かる。そのうちとくに就業相談と就業支援講習会の利用件数が多い。

表2-1 母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援実績（2003-2006年度）

年度	就業相談			就業支援講習会		
	延べ相談件数	就職件数	常勤比率(%)	延べ受講者数	就職件数	常勤比率(%)
2003(平成15)	14,585	1,262	33.3	15,504	757	28.5
2004(平成16)	32,385	3,251	42.8	18,396	896	38.2
2005(平成17)	46,442	4,372	37.8	47,210	1,682	30.0
2006(平成18)	46,972	3,918	39.4	38,978	1,111	38.1

年度	就業情報の提供			特別相談		
	延べ提供件数	就職件数	常勤比率(%)	延べ相談件数	うち、養育費関係	子育て・生活関係
2003(平成15)	7,256	653	31.7	2,585	577	263
2004(平成16)	22,798	2,099	43.6	5,068	872	1,108
2005(平成17)	29,097	2,757	40.1	7,224	2,210	1,924
2006(平成18)	29,627	2,544	37.0	7,242	1,075	2,364

資料出所：厚生労働省「平成18年度母子家庭白書」

注：(1) 2006年度は、4月～12月の集計値であるが、その他の年度は、4月～翌3月の集計値である。(2) 4事業の就職件数が重複して計上されている場合もある。

表2-2 自立支援教育訓練給付金事業の実績(2003-2006年度)

年度	延べ事前相談件数	受講開始件数	支給件数	就職件数	就職率(%)	常勤比率(%)
2003(平成15)	1,569	483	186	89	47.8	30.3
2004(平成16)	6,001	3,129	2,032	938	46.2	29.6
2005(平成17)	7,203	4,156	3,389	1,810	53.4	34.5
2006(平成18)	5,666	2,981	2,468	1,155	46.8	36.1
合計	20,439	10,749	8,075	3,992	49.4	33.7

資料出所：厚生労働省「平成18年度母子家庭白書」

注：2006年度は、4月～12月の集計値であるが、その他の年度は、4月～翌3月の集計値である。

(2) 自立支援教育訓練給付金事業
自立支援教育訓練給付金事業が二〇〇三年度に導入され、三五都道府県、一指定都市、六中核市、一一六の一般市で計一五八の地方自治体での実施体制でスタートした。その後、導入する

自治体が急速に増え、二〇〇六年度現在では、すべての都道府県と指定都市、九割の中核市と七割の一般市がこの事業を実施している。
自立支援教育訓練給付金事業の実績が表2-2にまとめられている。この事業が導入された二〇〇三年度では、

四八三件の受講があり、うち、一八六人の母子家庭の母が講座を修了し、教育訓練給付金の支給を受けていた。制度への認知度の向上と実施率の上昇とともに、翌二〇〇四年度では、受講開始件数が三二二九件、支給件数も二〇三二件へと大幅に増えていった。

(3) 高等技能訓練促進費事業

高等技能訓練促進費事業が二〇〇三年度に導入され、二九都道府県、一指定都市、六中核市、一九一の一般市の計一二七地方自治体で、実施体制がスタートした。その後、導入する自治体が急速に増え、二〇〇六年度現在では、都道府県の八九・四％、指定都市の九三・三％、中核市の七八・四％がこの事業を実施している。ただし、一般市の約半数は、まだこの事業を実施していない。

高等技能訓練促進費事業の実績が表2-3にまとめられている。この事業が導入されたのは二〇〇三年度であり、直近の支給件数についてみると、二〇〇六年度（四月～二月）では、支給件数が九七七件まで増えていた。なお、この事業の特徴は、就職者の常勤比率が非常に高いことである。表2-3をみると分かるように、いずれの年度においても常勤比率は八割を上回っている。

(4) 常用雇用転換奨励金事業

常用雇用転換奨励金事業を実施する地方自治体が毎年増えているものの、他の事業に比べると、普及のペースが遅い。制度を導入してから四年を経過した二〇〇六年度現在においても、実

表2-3 高等技能訓練促進費事業の実績(2005-2006年度)

年度	支給件数	資格取得件数	就職件数	常勤比率(%)
2005(平成17)	755	709		
2006(平成18)	977	64		
合計	1,732	773	623	84.3

資料出所:厚生労働省「平成18年度母子家庭白書」

注:2006年度は、4月～12月の集計値であるが、その他の年度は、4月～翌3月の集計値である。

表2-4 常用雇用転換奨励金事業の実績(2003-2006年度)

年度	OJT等計画書提出件数	常用雇用転換数	転換成功率(%)
2003(平成15)	11	7	63.6
2004(平成16)	33	24	72.7
2005(平成17)	44	33	75.0
2006(平成18)	28	28	100.0
合計	116	92	79.3

資料出所:厚生労働省「平成18年度母子家庭白書」、平成18年度「全国母子自立支援員研修会資料」

注:2006年度は、4月～12月の集計値であるが、その他の年度は、4月～翌3月の集計値である。

表2-5 母子自立支援プログラム策定事業の実績(2005-2006年度)

年度	計画策定件数	就職件数	就職率(%)	常勤比率(%)
2005(平成17)	403	211	52.4	35.5
2006(平成18)	2,171	1,006	46.3	46.2
合計	2,574	1,217	47.3	44.4

資料出所:厚生労働省「平成18年度母子家庭白書」

注:2006年度は、4月～12月の集計値であるが、その他の年度は、4月～翌3月の集計値である。



六年度(四月～十二月)には、二一七一件に達しており、そのうち、半数弱の一〇〇六件が就職できている。また、常勤比率も四六・二%で、通常よりも高い(表2-5)。

総じて言えば、二〇〇三年度以降に創設された母子家庭等就業・自立支援センター等母子家庭の就業支援五事業のうち、実施率と就業件数ベースで、もつとも順調に伸びているのは、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」である。また、支援センター事業と同じく求職支援の一環として、後から導入された「母子自立支援プログラム策定事業」も、順調に支援実績を伸ばしている。一方、職業能力の向上を支援する「高等技能訓練促進費事業」と「自立支援教育訓練給付金事業」の両事業については、前者は支援の質の高さ(常勤比率八五%以上)、後者は利用の手軽さ(延べ八〇〇〇件以上の支給)が

評価すべき点である。五事業のうち唯一「常用雇用転換奨励金事業」は導入後四年たった現在でも、実施率、利用件数ともに低迷した状態であるため、二〇〇七年度末までで廃止となった(4)。

6. 就業支援5事業の展開を巡る自治体の取り組み

では、上記の就業支援五事業に対し、実施者である自治体がどのように取り組み、どのような成果を挙げ、どのような課題が残されているのであろうか。ヒアリング調査(5)を通じて八つの自治体の取り組みを調べてみた(表3)。

(1) 母子就労支援スタッフの常勤化

雇用情勢の良い横浜市と静岡県・浜松市では、母子就労支援を担う専門スタッフを週五日フルタイムで常勤配置することで、質の高い支援をめざしている。具体的には、横浜市は人口が密集している特徴を利用して、就労支援員(母子自立支援プログラム策定員の通称)を一人四～五区ずつ担当となるよう、四人分の常勤スタッフの人員費(一人当たり三六〇万円程度、全額国負担)を確保している。一方、静岡県は二つの政令指定都市と共同で母子家庭等就業・自立支援センターを設置することで、スタッフ六人を全員常勤で雇用することができた。なお、常勤スタッフがいるメリットとしては、開所時間内ならば、いつ来ても同じ担当者が対応してくれる安心感を母子家庭の母に与えられることや、担当者同士の情報交換や仕事の分担も行きやすくな

実施率が二五・五%に過ぎず、四分の三の自治体はこの制度をまだ導入していない。

常用雇用転換奨励金事業の利用件数が非常に少ない。二〇〇三～〇六年度の四年間で、OJT等計画書の提出件数は一一六件に止まり、この制度を利用して常用雇用転換を実現できた人は九二人である。

(5) 母子自立支援プログラム策定事業

母子自立支援プログラム策定事業は、二〇〇五年度に、東京都、大阪府及び指定都市での試行的実施を経て、二〇〇六年度に本格実施された制度である。二〇〇六年度現在、指定都市の八割、都道府県の六割弱がこの事業を実施している。ただし、中核市と一般市の実施率がまだ低いため、全体の実施率が二三・八%に留まっている。

自立支援計画書策定件数は、二〇〇

表3 ヒアリング対象地域の主な取り組み

	有効求人倍率	主な取組
横浜市	1.86	(1) 就労支援員の常勤化、(2) 母子家庭就労支援事業マニュアルの策定、(3) 区役所に一本化される母子家庭の母の相談窓口、(4) 居宅介護支援事業など多角経営の社会福祉法人「たすけあいゆい」の活用。
静岡県 (浜松市)	1.24 (1.34)	(1) 自立支援センター(県内4カ所)に支援メニューを集約、(2) 自立支援センター職員の常勤化、(3) 主な支援機関を近くに配置することで、各方面の連携を図る。
(全国平均= 1.06)		
千葉市	1.03	(1) 市直営で自立支援センター事業を実施、(2) 市・区役所福祉事務所福祉サービス課に支援メニューを一元化、(3) 「母子家庭等就業・自立支援センター事業連絡票」及び「千葉市母子家庭就業・自立支援検討会」でハローワークとの連携を図る。
大分県	1.01	雇用情勢 (1) 県庁が母子家庭の母に対する求人を作るチラシを県内の全事業主に配布、(2) 母子家庭等就業・自立支援センターの立ち上げ時から中心的な役割を果たしているキーパーソン(就業支援員)がいる、(3) 就業支援員は個人的ネットワークを活用した飛び込みの求人開拓を行う。
大阪府・貝塚市	0.65	(1) 市役所児童福祉課を窓口として個々の就業支援事業を繋ぐ、(2) 自主性とやる気の高い母子自立支援員を常勤嘱託で長期雇用、(3) 自立支援センターはハローワークとの連携を強みに積極的に職業紹介を行う。
秋田県	0.6	(1) 自立支援センター(県内1カ所)を中心として複数の機関から母親にアプローチする体制を作る、(2) 明確に資格取得を目指す就業支援講習会を、県下の複数個所で行なうことによって、母親の利便性を高める。
札幌市	0.6	(悪) (1) 自立支援センターに就業専門の相談員(職安のOB)を配置、(2) 自立支援センター事業を請負「札幌母子寡婦福祉連合会」は、母子家庭の母に対し、家事支援、休日託児(「ほりでーまむ」)支援などを行い、就業への阻害要因を減らすように工夫する。
釧路市	0.45	(1) NPO法人「駆け込みシェルター釧路」を活用し、市と共同で就業支援セミナーを開催、(2) こども家庭課の独自の事業として2006年度から託児付きで「就労支援セミナー」を行ない、自分でハローワークに行くなどの求職活動ができない母親や就業経験のない母親に、社会に出る機会を提供する。

注:有効求人倍率は各2006年度のものである。

ること等があげられている。
 (2) 民間団体の活用
 一方、札幌市と釧路市では、社団法人「札幌市母子寡婦福祉連合会」(札幌市)やNPO法人「駆け込みシェルター釧路」など民間団体を活用している。具体的には、札幌市は母子家庭の母に対して、心理相談、法律相談、家事支援、休日託児(「ほりでーまむ」)

事業などを行い、就業への阻害要因を減らす工夫をしている。とくに「ほりでーまむ」事業では、幼児四〇〇円/時間、小学生三四〇円/時間、低料金で休日保育のサービスを提供しており、看護師等休日に出勤する必要のある母親のニーズに合っている。そして、NPO法人「駆け込みシェルター釧路」は、DV被害に遭った女性の経済的自立を手助けする経験とノウハウを生かして、市と共催で就労支援セミナーを開催していた。

的ネットワークを活用した飛び込みの求人開拓を行うなどの創意工夫も見られる。
 また、貝塚市では、母子自立支援員一人は常勤嘱託として、母子寡婦福祉法改正直後の二〇〇二(平成一四)年四月から現在までの六年間、母子家庭の支援業務一筋に携わってきた。その間に、母子自立支援員による手作りの地域求人マップの考案や、情報誌「しんぐるまざあ通信」の発行などオリジナルな取り組みが生まれていた。



(3) キーパーソンによる創意工夫
 そして、大分県と大阪府・貝塚市では、母子家庭の母への就業支援を担うキーパーソンを同一職場で長期雇用し、その自主性とやる気を生かした支援活動を行っている。具体的には、大分県では、就業支援員一人が、母子家庭等就業・自立支援センターを立ち上げる時から現在まで一貫して中心的な役割を果たしている。就業支援員には個人

(4) ハローワークとの連携強化
 さらに、ヒアリング事例中で唯一市が直営で支援センターを運営している千葉市では、市の働きにより支援センターとハローワークとの連携が強化されている。なお、その具体的な手段が二つある。一つは、「母子家庭就業・自立支援センター事業連絡票」で、センターでの就業相談情報をスムーズにハローワークに引き継いでもらうために千葉市が考案したものである。もう一つは「千葉市母子家庭就業・自立支援検討会」というもので、市側の担当者、就業相談員、ハローワーク側の担当者が年四回集まり、連絡会議を行っている。

このように、自治体が、それぞれの地域の実情に合った就業支援の在り方を模索するなか、母子家庭への就業支援体制においていくつかの共通点と相違点が生まれている。

7. 残されている課題

上述のように、「福祉から就労へ」と

いう流れのなかで、自治体は様々な工夫をして多方面から母子家庭の母の就業支援を行い、一定の成果を収めている。しかしながら、ヒアリング調査から、以下のような問題点も同時に浮かび上がった。

第一に、母子自立支援プログラム策定事業と母子家庭の母親のニーズとの間に乖離がある。現状としては、プログラム策定を受けてから就職するまでに数カ月もかかることが多い。とくにプログラム策定員が配置されている福祉事務所が、ハローワークと離れている場合などは、支援期間が長くなる傾向がみられる。これは、失業期間中に生活費の保証のない母子家庭の母にとって大きな負担となる。今後、要支援者の緊急度を何らかの形で計り、必要に応じて手続きを簡素化したり、ネット会議形式での面談方法を導入したりすることで、要支援者の待ち時間を解消し、迅速な対応を図る必要がある。

第二に、殆どの自治体の母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母のための求人開拓事業に対して、専門のスタッフを置くことができないでいる。予算と人員の制約や開拓範囲が広すぎることが主な原因だと思われる。静岡県・浜松市のような期間限定の求人開拓、または大分県のような就業支援員の個人的ネットワークを活用した飛び込みの求人開拓が良い参考例になる。一方、管轄区域が広く、支援センターだけではカバーしきれない地域では、地元の専門業者に求人開拓を委託することも選択肢の一つであろう。

第三に、支援センターとハローワークとの役割分担と連携がまだ十分とは言えない状況である。支援センターの大半が職業紹介を行っているが、独自の求人情報を持っているところが少なく、職業紹介を行う際にはハローワークの求人情報に頼ることが多い。しかしながら、現状として、ハローワークが支援センターに対して、母子家庭の母向けの求人情報を積極的に提供したり、職業紹介のノウハウを伝授したりするようなインセンティブ体制が確立されていない。なお、支援センターとハローワークとの連携を強める方策として、ハローワークOB、OGの起用(6)やチーム支援体制の強化などが考えられる。

第四に、母子家庭の母にワンストップサービスを提供している自治体はまだ少ない。貝塚市のように、母子家庭への支援メニューを集約する窓口を構築することが急務である。それに加え、各自治体が母子家庭の母にとって利用可能な社会資源(教育訓練、住

宅、育児支援等)を整理し、「支援マップ」、「支援メニューの見取り図」などで一目瞭然の形で母子家庭の母に支援情報を提供することも大切である。そのほか、母子家庭への就業支援を担う優秀な人材の確保及び支援ノウハウの伝承が制度化されていないことも課題である。貝塚市と大分県の事例のように、母子就業支援のキーパーソンが確保できたものの、これらの人材の流出を未然に防ぐ処遇制度が確立されていない。また、キーパーソンの万一の離職に備えて、これまで蓄積された支援のノウハウをきちんとマニュアルで残すような工夫も必要であろう。



「プロフィール」
シウエンピ(Yanfei Zhou)
一九九六年、中国・中山大学社会学部卒業、二〇〇一年、大阪大学大学院国際公共政策博士後課程修了(国際公共政策博士)、国立社会保障・人口問題研究所、大阪大学社会経済研究所非常勤研究員を経て、〇四年から当機構研究員。専門分野は労働経済学、社会保障論。当機構における主な著作物、発表論文などに「都市雇用圏からみた失業率の地域的構造—地図情報と統計情報を併用して」(二〇〇五 デイスクッションペーパー)、「雇われない、雇わない働き方—個人請負の労働実態に関する比較研究」(二〇〇五 デイスクッションペーパー)、「生活保護率の上昇と労働市場、人口構造の変化要因」(二〇〇七 デイスクッションペーパー)など多数。

〔注〕
1. 年収三六五万円以下(母と子の二人世帯の場合)であれば所得に応じて月額で最大四万七二〇円から最小九八五〇円までの児童扶養手当が受給できる。ただし、親と同居する場合には、親の収入も合算される。
2. もつとも、厚生労働省「全国母子世帯等調査」(二〇〇六年)によると、母子家庭の母の四三・七%が雇用保険に加入していない。
3. 二〇〇七年一月以前には、母子家庭の自立支援教育訓練給付金制度における教育訓練費用の給付率は四〇%(最大二〇万円)に設定されていたが、二〇〇七年一月以降は、雇用保険制度の教育訓練給付の支給割合が四〇%→二〇%に引き下げられたことに伴い、二〇%の給付率(最大一〇万円)に改定された。
4. ただし、二〇〇七年中にOJT等を開始した場合に限り、従前通り取り扱うこととする一定の経過措置が設けられている。
5. ヒアリング調査が、二〇〇七年九月〜十一月の間に中園桐代(釧路公立大学教授、渡辺木綿子(JILPT調査員)、高田しのぶ(JILPTアシスタント・フェロー)、金井郁(東京大学特任研究員)および筆者の五人の分担作業によって行われた。
6. 実際、ハローワークのOB、OGを雇用している自立支援センター(大阪府、札幌市)では、連携が比較的うまくいっているようである。

〔参考文献〕
周燕飛(二〇〇八)「母子家庭の母への就業支援—母子寡婦福祉法改正以降の国と自治体の取り組み—労働政策研究報告書No.99第1章第3節 近刊